

当課所管の行政財産のうち、畑（現況地目／宅地）２筆については、分筆及び地目変更・所有権移転の登記がされていないため、速やかに登記を完了されるよう指導した。

（２）所 見

当年度の芸濃コミュニティセンターの利用者数は、前年度と比較すると１月当たり２５８人から２９７人へ３９人増加し、使用料収入額も６千８３６円から１万５千６１６円へ８千７８０円増加しているが、庁舎内に設置されている好条件を生かして、今後とも市民へのＰＲ等による利用促進に努められたい。

棕本財産区は、昭和３１年に設立され、山林約２６ヘクタールの維持管理に当たっているが、その９９．１パーセントが保安林に指定されていることから、土砂災害の防除や生活環境の保全のほか、水源かん養などの森林機能を確保するため、同財産区委員会との協議のもと、今後とも計画的な維持管理に努められたい。

地域振興室

（１）指導事項

特になかった。

（２）所 見

地域活動振興事業については、「龍王桜マラソン」、「げいのうどっと来い夏祭り」、「GeinoX'mas2007」など１２事業が実施又は予定され、当年度予算額は前年度より約２２０万円減となっているが、今後とも費用対効果に留意しつつ、事業の趣旨を反映した取組に期待するものである。

市民福祉課・芸濃福祉センター

当課では、共通事務のほか、芸濃温泉ふれあいの湯の運営、芸濃福祉センターの使用許可に関する事務などを分掌している。

（１）指導事項

特になかった。

（２）所 見

芸濃温泉ふれあいの湯は、平成１９年１０月末日をもって運営が休止され、休止後の施設利用については、検討委員会においてそのあり方が検討されることとなっているが、同施設の役割・機能を踏まえ、併設の芸濃保健センターと連携した効率的な活用を望むものである。

生活環境課

当課では、共回事務のほか、雲林院福祉会館の維持管理に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

棕本地内の産業廃棄物不法投棄については、三重県から排出事業者に対して廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置命令が出されているが、なお推定残量が8千立方メートル（平成19年8月末日現在）あることから、周辺地域における生活環境保全のため、引き続き県と連携し、当該廃棄物の完全撤去に向け努力されたい。

産業建設課

当課では、共回事務のほか、公共交通事業の運営及び錫杖湖水荘等の管理運営に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

錫杖湖水荘については、平成18年度利用者数が対前年度比239人（1.3パーセント）減少し、同年度の収支は約1千400万円の赤字（同課提出資料による。）となっている。

これまで、ポスター・チラシを津市観光協会等に配布するなど、PRに努められ、賄材料や消耗品の購入について見直しを行うなど経費削減にも取り組まれているが、なお厳しい経営状況にあることから、指定管理者制度への移行など、当該施設存続の必要性も含めた施設のあり方について、速やかに検討されるよう望むものである。

管内の茶生産団体に対し、技術の普及向上などを目的に平成18年度農業振興支援事業補助金を交付しているが、当該補助金の充当経費が一部不適当であったため、今後は補助対象経費等を明確にするなど、適正な執行に努められたい。

■美里総合支所

総務課

当課では、共回事務のほか、美里社会福祉センターの維持管理に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

平成19年4月1日付けの2件の行政財産使用許可について、使用料の調定がされていなかったもので、是正を指導した。

(2) 所 見

美里町足坂地内市有地排水路整備業務の委託契約については、(社)津市シルバー人材センターと2号随意契約により締結されているが、美里社会福祉センター等日常清掃業務の委託契約は、42者による見積合わせの結果、同人材センターと締結されていることから、業務委託の競争性の確保について検討されたい。

旧美里村閉村記念誌については、470冊(平成19年9月末日現在。同課調べ。)の在庫を抱え、販売価格に換算すると、70万5千円相当となることから、販売促進及び有効利用を図られたい。

地域振興室

(1) 指導事項

実行委員会方式による地域活動振興事業(補助事業)について、次のとおり指導した。

ア 平成18年度補助金は、交付決定額をもって確定(精算)額とされているが、事実上精算に伴う剰余金が発生していることから、津市補助金等交付規則第13条の趣旨を踏まえ、是正されること。

イ 平成18年度補助金が充当された、実行委員会における委託業務等に係る契約は、ほとんどが随意契約で締結されているが、契約の目的及び内容等に照らし、できる限り競争性を確保されるよう、同規則第9条の趣旨を踏まえ、補助事業者に対し、必要な指導・助言をされること。

ウ 当年度の「美里夏まつり事業」について、事業実施日から2か月以上経過しているにもかかわらず、実績の報告及び精算が履行されていなかったことから、補助事業者に対し、早期履行を求めること。

(2) 所 見

地域活動振興事業(補助事業)に係る平成18年度の補助率は、9.1パーセントから100パーセントと大きく相違し、補助対象経費も明確でない点が多いが、当年度には新たな補助対象事業も予定されており、近く示される地域活動振興事業予算運用方針を踏まえ、必要な見直しが図られるよう望むものである。

市民福祉課・美里高齢者生活福祉センター

当課では、共通事務のほか、美里高齢者生活福祉センターの維持管理に関

する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

(福) 津市社会福祉協議会（以下、この項において「社協」という。）に対する行政財産の使用許可については、許可条件が十分でなく、不服申立て等に係る教示もされていないことから、是正を指導した。

(2) 所 見

重要物品の順送式浴槽セットが社協に無償で貸与されているが、平成18年1月以降利用実績がないことから、当該物品の有効利用等について検討されたい。

老人クラブ事業補助金については、一定の基準に基づき交付されているが、平成18年度補助金の2倍を超える相当額の剰余金を生じている団体も複数あることから、津市補助金等交付規則第9条の趣旨を踏まえ、補助のあり方について検討されたい。

高齢者に対する介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する「生活支援ハウス運営業務」を行う、美里高齢者生活福祉センターの維持管理については、次のとおり措置されるよう望むものである。

ア 同センターの業務は、社協に委託し実施されているが、地方自治法第244条の2第3項の趣旨を踏まえ、指定管理者制度への移行を図られること。

イ 同センター入居決定通知書には、入居期間、退去条件等入居許可に係る重要な条件を示していないことから、当該様式の見直しを行うほか、市営住宅の例を踏まえ、契約書の締結について検討されること。

ウ 同センター室料は、津市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例第8条で定める別表に「国が定める費用負担基準に基づく額」と規定されているが、当該基準は一般に公示されていないことから、地方自治法第228条第1項の趣旨を踏まえ、同条例において明確に定めるよう検討されること。

生活環境課

当課では、共通事務のほか、長谷山ハイツ共同污水处理施設の維持管理に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

出張命令簿により処理されるべき出張が、外出簿により処理されていたので、適正に処理されるよう指導した。

(2) 所 見

長谷山ハイツ共同污水处理施設については、市の直営により使用料の賦

課徴収及び維持管理等を行っているが、供用開始後３０年が経過しており、今後、維持管理費の増加が見込まれることから、同施設のあり方について早期に検討されるよう望むものである。

産業建設課

当課では、共通事務のほか、コミュニティバスの運行に関する事務などを分掌している。

(１) 指導事項

特になかった。

(２) 所 見

コミュニティバスは、平成１５年４月から民間委託により運行されているが、契約終了時の車両の取扱いについて、明確にされていないことから、今後見込まれる本市の新たな公共交通システムへ円滑に移行できるよう、速やかに所要の条件を整えられたい。

農林産物への鳥獣被害が増加傾向にある近年、その対策として有害鳥獣駆除委託事業や獣害対策原材料支給事業が実施されているが、今後も農林業関係者や猟友会、地域自治会関係者が連携し、総合的・一体的にこれら事業に取り組まれ、一層効果が得られるよう期待するものである。

■安濃総合支所

総務課・安濃交流会館

当課では、共通事務のほか、サンヒルズ安濃及び安濃交流会館の維持管理に関する事務などを分掌している。

(１) 指導事項

特になかった。

(２) 所 見

現在、安濃庁舎に安濃中央公民館が併設され、また、安濃交流会館も隣接していることから、利用者の駐車場が不足しているため、速やかに駐車場整備計画を策定の上、これら施設が有効に利用できるよう所要の対策を進められたい。

安濃交流会館は、安濃郷土資料館のほか、温浴施設、展示・会議施設、農産物加工施設の複合施設で、平成１８年度の収支をみると、施設使用料等収入額約１千３２０万円に対し、会館管理業務委託料等の支出額約２千２１０万円で、約８９０万円の赤字となっていることから、今後、更なる経費の削減を図られるとともに、経営のあり方を展望した使用料の見直し

も検討されたい。

地域振興室

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

地域活動振興事業については、「あのう光れ！しかけ花火祭り」、「安濃町体育祭」など7事業が実施又は予定され、当年度予算額は前年度より約780万円減となっているが、費用対効果に留意しつつ、事業の趣旨を反映した取組に期待するものである。

市民福祉課

当課では、共通事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

国民健康保険料や介護保険料の収納については、訪問徴収、納付指導など滞納整理に努力され、未収金の回収に取り組まれているが、平成19年12月末日現在で約6千225万円の未収金があることから、他の総合支所との合同研修や情報交換を行いながら、悪質な滞納者には今後差押え等の法的措置を講じるなど、より一層徴収率の向上に努められたい。

生活環境課

当課では、共通事務のほか、安濃墓園の維持管理に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

平成19年8月末日現在、安濃墓園の管理料（3千円／年）6件分1万8千円の収入未済額があり、その後の催告書送付や訪問徴収により、うち4件分の納付を確認（同年10月16日時点）したところであるが、今後は早期に全額収納されるよう適時・適切な滞納整理に努められたい。

産業建設課

当課では、共通事務のほか、農業集落排水施設に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

平成19年9月末日現在、農業集落排水処理区域（太田、村主、中川、村主南部、草生及び明合西部地区）における処理工区人口4千364人に対して供用人口は4千65人（93.1パーセント）となっているが、同区域の農業用排水の水質保全及び生活環境の向上がより一層図れるよう、引き続き当該農業集落排水事業への加入啓発に努められたい。

■香良洲総合支所

総務課・香良洲老人福祉センター・香良洲多目的ホール

当課では、共通事務のほか、サンデルタ香良洲の維持管理に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

サンデルタ香良洲において多目的ホール使用料等の現金を取り扱っているが、現金取扱員が設置されていなかったもので、是正するよう指導した。

(2) 所 見

香良洲庁舎等維持管理事業では、不要時の消灯をはじめ光熱水費等の節減に努められているが、テレビ受信契約台数の見直しを検討するなど、更なる経費削減に努められたい。

公有財産及び物品については、工業専用地域等に多くの未利用地を所有しているほか、マイクロバスの当年度利用日数も9月末日現在で8日と利用率が低いことから、これらの処分も含めた適切な利活用について検討されたい。

サンデルタ香良洲については、築後13年経過していることから、平成19年9月には空調設備が故障するなど、機械設備等の老朽化が進んでおり、施設利用者が安全・快適に利用できるよう、計画的な維持管理に努められたい。

地域振興室

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

地域活動振興事業については、地域の観光振興等を目的とした、「ふれあいのかおり事業」（交付決定額332万円）や約350年前から続く地域の

伝統文化を承継した「宮踊り事業」（同決定額 330 万円）など、9 事業が実施又は予定されているが、今後、これらの成果も踏まえ、真に地域の特性を生かした事業が実施されるよう望むものである。

市民福祉課

当課では、共通事務のほか、香良洲斎場の管理運営に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

当課では合併後、管内に隣接する主に高茶屋・雲出地区からの外国人登録関係事務が増加しているところであるが、窓口における市民サービスが低下しないよう、今後とも職員間の連携を密にし、取り組まれない。

国民健康保険料等の徴収率向上のため、他部署からの応援体制により訪問徴収を実施されているところであるが、事業の安定化と公平性が確保できるよう継続して実施することを望むものである。

生活環境課

当課では、共通事務のほか、香良洲塵芥処理場及び香良洲墓園の維持管理に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

香良洲塵芥処理場の管理及び塵芥運搬業務の委託契約において、市の歳入となるべき資源ごみ売払収入の取扱いに係る仕様を明確に定めるなどの措置を講じるよう指導した。また、受託者から、既定の仕様書による各種書類が提出されていなかったため、その履行を徹底させるよう指導した。

(2) 所 見

香良洲塵芥処理場の管理及び塵芥運搬業務の委託契約については、2 号随意契約で締結されているが、業務内容も踏まえ競争入札への移行について検討されたい。

交通安全母の会補助金については、2 団体に交付されているが、補助対象経費及び剰余金の取扱い等が明確にされていないことから、今後の補助のあり方を検討されたい。

香良洲墓園の維持管理については、次のとおり措置されるよう望むものである。

ア 総区画数 921 のうち、平成 19 年 9 月末日現在 139 区画（同課提出資料による。）が未使用となっているが、合併により使用者の範囲が拡

大したことから、効果的な情報提供により未使用区画の解消に努められること。

- イ 墓園使用許可証において、使用権の承継をはじめ、重要な使用許可条件が示されておらず、また、墓園使用承継許可証の一部に不備が見られたため、これら許可証様式の見直しのほか、墓園使用に係る契約書の締結について検討されること。

産業建設課

当課では、共通事務のほか、海岸等の松林の維持管理に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

平成18年度の営農・生産団体育成事業補助金及び環境保全型農業推進事業補助金が、それぞれ同一団体に交付されているが、当該補助金の充当経費などに不適切な処理が見られたことから、その是正とともに、当年度補助金の交付額確定に際し、適正に審査されるよう指導した。

香良洲公園ほか2公園の除草等管理業務委託料は毎月支払われているが、受託者から毎月の委託業務実績報告書等が提出されていなかったことから、その履行を徹底させるよう指導した。

(2) 所 見

海岸及び公園等の松林の維持管理に伴い、24本の枯松伐倒処理が実施されているが、未処理（処理予定分を含む。）の枯松が20本確認（同課調べ。）されていることから、海岸等利用者の安全の確保等を図るべく、できる限り早期に処理を完了されるとともに、一層の松枯被害防止対策に努められたい。

香良洲町地内道路路肩除草業務の委託については、当年度から施工場所を2箇所に分割して発注されたが、一括発注した平成18年度契約に係る1平方メートル当たり単価相当額に比べ1.5倍以上増高したことから、予算の効率的な執行を図るため、分割発注の見直しについて検討されたい。

■一志総合支所

総務課・とことめの里一志

当課では、共通事務のほか、とことめの里一志の維持管理に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

一志庁舎内における自動販売機の設置について、現行の設置契約書から

行政財産使用許可により措置されるよう指導した。

平成18年4月1日及び平成19年同日付けの公衆電話施設の設置ほか2件の行政財産使用許可について、当年度使用料の調定を指導した。

とことめの里一志送迎バス運行管理業務の委託契約について、受託者は毎月運行日報を提出しなければならない仕様の履行を、受託者に徹底されるよう指導した。

(2) 所 見

一志庁舎は、昭和31年建築の施設など、老朽化が著しい現状にあることから、速やかに改善計画を作成の上、耐震対策を講じられたい。

普通財産として、一志町八太地内に農地（面積795平方メートル）を所有しているが、当該財産の有効利用又は売払処分について検討されるよう望むものである。また、同町井生地内の水路敷（面積1千622平方メートル）を、昭和49年当時から1平方メートル当たり月額7円でゴルフ場用途に貸付けされているが、現行賃料の価格の妥当性について検討の上、更新されたい。

旧一志町史については、448部（平成19年10月末日現在。同課調べ。）の在庫を抱え、販売価格に換算すると、403万2千円相当となることから、販売促進及び有効利用を図られたい。

とことめの里一志（一志温泉）の維持管理については、次のとおり措置されるよう望むものである。

ア 食堂の賄材料（当年度予算額約1千34万円）の調達に当たっては、できる限り余剰材料を生じないように、また速やかな解消に一層努められること。

イ クリーニング手数料について、タオルの1日当たりの使用枚数は約1千500枚（同課調べ。）で、多額の支出を要するため、経費削減及び歳入確保の観点から、タオルの販売化を検討されること。

ウ 浴場、脱衣室等の清掃業務について、業務委託と臨時職員による直営業務で行っているが、すべてを業務委託した場合と比較するなど、今後の業務のあり方を検討されること。

エ 同種の施設が民間事業者により相当数経営されるなか、一志温泉においても一層の経営改善に努められること。

地域振興室

(1) 指導事項

地域活動振興事業（補助事業）について、次のとおり指導した。

ア 平成18年度補助金が充当された、実行委員会による電飾設営業務等

に係る契約は、随意契約で締結されているが、契約の目的及び内容等に照らし、できる限り競争性を確保されるよう、津市補助金等交付規則第9条の趣旨を踏まえ、補助事業者に対し、必要な指導・助言をされること。

イ 当年度の「納涼盆おどり大会事業」について、実績の報告及び精算が遅延していたことから、今後は適切に処理されるよう、補助事業者に対し、必要な指導・助言をされること。

(2) 所 見

文化講演会事業（委託事業）について、平成18年度の入場率（入場者数÷客席数360席）は、10.3パーセント（同室調べ。）と極めて低調であったことから、今後入場者の増加策のほか、受益者負担の観点から、入場料の徴収についても検討されたい。

地域活動振興事業（補助事業）に係る平成18年度の補助率は、15.9パーセントから100パーセントと大きく相違し、補助対象経費も明確でない点が多いが、近く示される地域活動振興事業予算運用方針を踏まえ、必要な見直しが図られることを望むものである。

市民福祉課

当課では、共通事務のほか、高岡老人憩いの家の指定管理及び高齢者生活支援事業に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

高岡老人憩いの家の指定管理について、次のとおり指導した。

ア 津市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例第6条に定める使用料について、指定管理者の減免措置により市に納入されていないが、当該措置は市長の権限に属することから（同条例第7条による。）、是正されること。

イ 同施設の指定管理基本協定書の項目の一部に、同条例の規定と整合しない、利用料金収入の実績報告などに係る規定が見られ、是正されること。

ウ 指定管理者から、同協定書及び仕様書に基づく防火管理者、消防計画及び消防設備保守点検結果等を市に報告するよう徹底されること。

(2) 所 見

高岡老人憩いの家の指定管理については、同施設の設置目的及び利用の実態等を踏まえ、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制への移行を検討されたい。

高齢者生活支援事業は、一人暮らし高齢者を対象に、テレビ電話により

利用者の安否確認を行うもので、(福)津市社会福祉協議会に委託し実施されているが、利用者数8人に対し、1人当たりの年間事業費は約21万円となることから、緊急通報装置の設置又は他の地域福祉サービス等への移行について検討されたい。

老人クラブ事業補助金については、一定の基準に基づき交付されているが、平成18年度補助金の3倍から4倍を超える相当額の剰余金を生じている団体も複数あることから、津市補助金等交付規則第9条の趣旨を踏まえ、補助のあり方について検討されたい。

生活環境課

当課では、共通事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

管内では、大規模な養鶏等の畜産経営が行われ、合併前には旧一志町との間で悪臭等の公害防止に関する協定が締結されているが、協定に伴う排水濃度等の測定業務が一部経営農家で履行されていないことから、更に指導を行い、引き続き良好な環境保全に資する畜産公害の防止対策に努められるよう望むものである。

産業建設課

当課では、共通事務のほか、市営住宅の維持管理及び公共交通事業の運営に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

管内には2団地14戸の市営住宅があり、当年度はこのうち5戸について修繕を行っているが、残された住宅も老朽化が進んでいることから、今後必要な修繕を含めた、計画的な維持管理に努められたい。

同管内では独自の交通システムとして、乗合タクシー運行業務が実施されているが、今後見込まれる本市の新たな公共交通システムへ円滑に移行できるよう、所要の準備に取り組まれたい。

■ 白山総合支所

総務課

当課では、共通事務のほか、八ツ山等の出張所の総括管理及び連絡調整に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

白山庁舎等維持管理事業では、不要時の消灯をはじめ光熱水費等の節減に努められているところであるが、テレビ受信契約台数の見直しを検討するなど、更なる経費削減に努められたい。

公有財産（普通財産）の管理については、白山町二本木地内等に未利用地を所有していることから、行財政改革の一環として、処分も含めた適切な利活用について検討されたい。

地域振興室

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

地域活動振興事業については、地域特産品や歴史的な観光地をPRすることなどを目的とした、「ふれ愛フェスタ事業」（交付決定額660万円）、地域の文化振興と文化意識の高揚を図ることを目的とした「白山総合文化センター事業」（委託料853万円）など、6事業が実施又は予定されているが、今後、これらの成果も踏まえ、真に地域の特性を生かした事業が実施されるよう望むものである。

市民福祉課・白山保健福祉センター

当課では、共通事務のほか、白山保健福祉センターの維持管理に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

白山乳幼児教育センターについては、幼稚園及び保育所それぞれの機能を有した幼保連携施設（以下「幼保連携施設」という。）として効率的な施設運営に努められているが、今後も小学校就学前の子どもへの教育及び保育並びに子育て支援が可能な施設として十分機能するよう、取り組まれることを望むものである。

生活環境課

当課では、共通事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

管内には、民間企業によるミニ処分場（埋立面積が小規模な廃棄物の最終処分場）の再開計画のほか、化製場（食肉処理に伴う残渣を主な原料に飼料などを製造する施設）も立地していることから、定期的な環境パトロールや悪臭物質分析業務の委託などが実施されているが、今後とも良好な住環境・生活環境を保全するため、引き続き監視の強化と事故の未然防止に努められるよう望むものである。

同管内の5地区で236世帯が使用している生活排水処理施設については、これまで河川の水質保全に相応の役割が果たされているが、地域に不可欠な施設として、今後下水道が整備されるまでの間、引き続き適切な維持管理に努められたい。

産業建設課

当課では、共通事務のほか、青山高原保健休養地等の管理に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

青山高原保健休養地については、建設から約36年を経て施設の老朽化が進み、利用者が減少していることから、施設の改修等が検討されているが、同休養地が果たしてきた役割・機能を踏まえ、今後指定管理者とも連携しながら計画的に取り組まれるよう望むものである。

管内の住宅新築資金等貸付件数は729件あるが、このうち滞納件数が177件で、滞納額は本市における同資金等貸付額の滞納額全体の約42パーセントと多いことから、法的措置も含め、徴収率が向上するよう適切な方策を講じられたい。

■美杉総合支所

総務課

当課では、共通事務のほか、竹原ほか5出張所の総括に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

美杉庁舎は、昭和 38 年に建設され、老朽化が著しい現状であることから、速やかに改善計画を作成の上、耐震対策を講じられたい。

旧美杉村におけるケーブルテレビ使用料の未収金が、平成 18 年度末現在、42 件分約 112 万円あるため、催告書等の発送や各出張所と連携し各戸への訪問徴収を行うなど、未収金の回収に努められたい。

公有林を含め管内に相当件数の普通財産（土地）を所有しているが、学校跡地、保育所跡地等未利用地については、その有効利用について総合的に検討されるとともに、所有権移転未登記の土地・4 筆は経緯等の詳細を調査し、できる限り速やかに処理されたい。

また、駐在所用地として三重県警察本部に土地の無償貸付をされているが、他部署の事例を参考に、今後、契約内容の見直し等について検討されたい。

地域振興室

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

地域活動振興事業については、「みすぎ夏まつり納涼花火大会」、「みすぎ秋まつり」など 7 事業が実施又は予定され、当年度予算額は前年度より約 490 万円減となっているが、費用対効果に留意しつつ、事業の趣旨を反映した取組に期待するものである。

市民福祉課

当課では、共通事務のほか、美杉高齢者生活福祉センターの維持管理に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

老人クラブ事業補助金については、運営費において、平成 18 年度補助金の 2 倍から 3 倍を超える相当額の剰余金を生じている団体も複数あることから、津市補助金等交付規則第 9 条の趣旨を踏まえ、適切な補助のあり方について検討されたい。

美杉高齢者生活福祉センターの入居に係る室料について、津市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例第 8 条による別表に「国が定

める費用負担基準に基づく額」と規定されているが、当該基準は一般に公示されていないことから、地方自治法第228条第1項の趣旨を踏まえ、同条例において明確に定めるよう検討されたい。

生活環境課

当課では、共回事務のほか、隣保館等の管理に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

隣保館分館7施設のうち3施設（上平・越知・白口）が地元自治会等の所有地に建設されているが、貸借契約が締結されておらず、権利義務関係が明確になっていないことから、所要の措置を講じられるよう望むものである。

平成18年度結婚推進住宅利子補給金申請書の添付書類として、平成13年に発行された借入金償還証明書が添付されているものが見られたが、当該書類では償還状況が確認できないことから、所要の是正をされたい。

産業建設課・レークサイド君ケ野

当課では、共回事務のほか、公共交通事業の運営、市営住宅の維持管理及びレークサイド君ケ野等の管理運営に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

当年度の産業振興補助金について、一部事業において補助金の充当が適当でない経費が見られたことから、補助金の交付決定に当たっては、内容を十分に審査し、慎重に取り扱われるよう望むものである。

レークサイド君ケ野については、平成18年度の監査において入浴施設の浴槽水の衛生管理に不備が見られたものの、当年度において改善されているが、引き続き施設における安全で、衛生的な管理を徹底されたい。

美杉地域では、豊かな自然環境を活かした観光振興につなげるため、森林セラピー基地の認定（医学・森林学等の専門家で構成する「森林セラピー運営委員会」による。）が得られるよう取り組まれているが、認定効果により関係事業が円滑に実施され、地域の活性化が促進されることを期待するものである。

■三重短期大学

当大学事務局では、職員の服務及び福利厚生、広報及び広聴並びに教授会に関する事務などを分掌している。学生部においては、学科課程の編成、学生の募集、学生の福利厚生、公開講座に関する事務などを分掌している。附属図書館においては、図書の購入及び管理、閲覧及び貸出しに関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

当年度は学生のニーズを見込んだ学科改編を行うなど、志願者確保への取組がなされたが、公立短期大学でも法人化が進む動向を踏まえ、授業料や入学料の見直し等と併せ、引き続き短期大学のあり方について検討を重ねられたい。

本市にとっても貴重な教職員の研究の成果として得られた発明の特許等については、知的財産として確実に保全・管理できる機能の整備を検討されたい。

当短期大学では、地域への貢献と連携を目標として、平成13年3月から体育施設を地域へ開放されているが、使用料の徴収については津市財産に関する条例の規定に基づき適切な措置を講じられるとともに、平成20年4月に設置が予定される地域連携センターについては、有効にその機能が発揮されるよう望むものである。

■競艇事業部

当部競艇管理課では、モーターボート競走事業に係る総括調整、競走場施設設備の維持管理に関する事務などを分掌し、競艇事業課では、レース開催の企画・広報、勝舟投票券の発売、警備、ボート・モーターの購入・整備に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

当部では、「津市モーターボート競走場経営改善計画」に基づき、当年度は、桑名地域への無料送迎バスの路線開設など、商圈の拡大に取り組まれているほか、モーターボート競走法の改正による（財）日本船舶振興会への交付金の軽減、従事員数の削減などによって、約1億3千万円の減額

が見込まれ、経営の安定化・収益の確保に努められている。

経営改善の一環として、ツッキードームは、主要レースを中心に開催時のイベントなどにより年間約100日使用され集客に寄与しているが、今後とも駐車場等を含めより有効かつ多目的に活用され、経営の安定に向けて役割が果たされるようにされたい。

競艇事業収入のうち、場内使用料（売店使用料）及び雑入（電気・水道料金）において、毎月末収入未済額が発生していることから、納期内に納付されるよう指導されたい。

■議会事務局

当局では、議会総務課は、議会の予算、決算及び会計経理並びに政務調査費に関する事務などを分掌し、議事課は、議会の会議及び会議録の編集並びに条例等の制定及び改廃に関する事務などを分掌している。

（１）指導事項

特になかった。

（２）所 見

平成18年度政務調査費収支報告書について、各会派から議長に提出された同収支報告書には、それぞれ津市議会政務調査費の交付に関する条例等で定める使途基準の費目ごとに整理され、調査旅費については、旅費の明細を示した旅費計算書が添付され、その他研究研修費、資料作成費及び資料購入費等の経費については、すべて領収書又はそれに代わる証書類が添付されていた。

政務調査費は、地方分権による地方自治体の権限と責任の拡大に伴い、議会が担う役割がますます重要となるなか、議員・会派による調査研究活動の充実を図るため制度化されたものであり、本市議会の各会派では、使途の透明性を一層確保するため、平成20年1月から同収支報告書等の常時公開を予定されるなど、所要の検討がなされてきているが、昨今の社会情勢を踏まえ、今後とも使途基準の更なる明確化をはじめとする透明性の確保方策が講じられるよう期待するものである。

■消防本部

当消防本部消防総務課では職員の服務、人事、福利厚生、経理、広報に関する事務などを、予防課では防火対策、消防用設備等の設置指導・消防検査などの事務を、消防救急課では警防、救急隊・救助隊の運用、消防団、消防機械・器具の取扱指導に関する事務などを、通信指令課では消防通信の運用・

統制、防災情報処理システムの運営管理に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

平成19年1月から9月末日までの出火件数は131件で、前年同期と比較して22件増加し、そのうち火災による死者数は4人で、その原因はいずれも逃げ遅れによるものであるが、消防法等により平成20年5月31日までに全ての住宅に防災警報器等の設置が義務付けられたことから、こうした原因の解消にも役立つよう早期設置について自治会や事業所等への周知に一層努められたい。

平成19年9月末日現在の救急出動件数は8千426件で、8千86人を搬送しているが、そのうち入院の必要のない軽症者は4千455人、約55パーセントとなっており、引き続き救急車の適正利用について広報されたい。

また、公共施設等へのAED(自動体外式除細動器)の設置が進むなか、広く地域住民が救命に関する知識とAEDの操作方法を習得することが望まれるため、引き続き計画的な救命講習の実施によるバイスタンダー(救急現場に居合わせたとき、応急手当ができる人。)の養成に努められ、救命率の向上を図られたい。

平成18年6月の消防組織法の一部改正により市町村消防の広域化が進められようとしているが、消防に求められる役割・機能を十分踏まえつつ、現場の実態や地域住民・消防職員の意見を把握した上、三重県等との協議のもと、市民サービスを低下させることのないように慎重に取り組まれたたい。

■教育委員会事務局

教育総務課

当課では、教育委員会事務局を総括し、委員会事務局及び市費負担教職員の人事、給与及び服務、委員会の会議、教育行政に係る企画及び調整、学校・事務局に係る予算の執行及び備品管理、並びに学校の施設及び設備の整備に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

幼稚園保育料に係る収入未済額の当年度への繰越手続きにおいて、調定時期及び収入の所属年度に一部誤りが見られたので、今後、適正に処理するよう指導した。

(2) 所 見

学校施設の耐震補強については、対象とする全施設の耐震診断を終え、当年度は、該当する施設の耐震補強計画の策定に取り組まれているところであるが、今後、できる限り速やかに耐震化工事に着手され、児童・生徒の安全の確保に努められたい。

公用車等が配備されていない学校・園においては、職員等が校務連絡等のために私用車を利用している事例が見られるが、使用承認、災害補償等の規程が整備されていないことから、公用車等の配備などを含めた必要な措置について、早急に検討されたい。

学校教育課

当課では、県費負担教職員の人事、給与及び服務並びに学校運営の管理、就学援助及び奨学金の償還、学校給食及び学校保健に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

市立の学校及び幼稚園並びに学校給食センターが実施する学校給食に係る給食費について、保護者が負担する給食費の徴収・収納及び給食材料の調達・支出に係る経理は、各校・園等において、いわゆる「給食会計」や「給食センター会計」として経理されているが、透明性の確保及び債権管理の適正を図る観点から、地方自治法及び関係法令の趣旨を踏まえ、市の歳入・歳出とすることを含め、今後のあり方について検討されたい。

学校給食の未実施校が存在するなか、学校教育における「食育」の重要性を踏まえ、これを推進するため、未実施校における給食の早期実施に取り組まれるとともに、幼稚園給食についても方向性を示されるよう望むものである。

奨学資金貸付金の滞納繰越分収入未済額について、平成19年9月末日現在の滞納額は339万円（同課提出資料による。）で、当年度同日現在においてはまったく収納されていないことから、必要に応じて支払督促等の法的措置を講じるなど、滞納対策の強化に努められるとともに、民法所定の延滞利息の徴収について検討されたい。

児童・生徒の健康診断における心臓検診業務契約について、1人当たりの手数料単価をもって2号随意契約で締結されているが、手数料の構成要素（心電図検査料・判読料・指導料）を踏まえ、価格の妥当性について明確にされるよう検討されたい。

教育研究支援課

当課では、学校教育に係る総合的な企画、学校教育の振興及び教育内容の充実に係る指導、並びに生徒指導及び進路指導に係る助言に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

学校教育法の改正により平成19年4月から施行となった特別支援教育については、その推進及び体制整備が図られているところであるが、将来において共生社会形成の基礎となることから、可能な限り職員の専門性の向上や専門員の増員に努められたい。

幼稚園の3歳児保育や預かり保育に係る地域間格差への対応については、これまでも検討されてきているところであるが、白山事務所管内等の幼保連携施設における合同保育の実績などを踏まえ、同施設のあり方の更なる検討に努められたい。

外国人児童生徒の教育については、現在、外国人児童生徒通訳等巡回担当員により対応されているが、年々増加傾向にあるなか、引き続き適切な対応を望むものである。

人権教育課

当課では、人権教育に係る相談、指導・助言、支援及び研修等による総合的な推進のほか、教育集会所に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

当課においては、人権教育推進目標とした「人権感覚あふれる学校・園づくりの実現」、「人権尊重の地域づくりの実現」を目指して、学校・園の指導・支援、家庭・地域との連携により、幅広い人権教育を推進されているが、外国籍住民の増加などに伴い、人権に係る環境も急激に変化するなか、更にきめ細かな人権教育の取組に期待するものである。

津市人権・同和教育研究協議会は、合併前の各市町村に設立されていた人権・同和教育研究会が統合されたもので、同協議会への事業補助金として、平成18年度は720万円、当年度は680万円が交付されているが、人権教育に大きな役割が期待される団体であることから、今後も当該補助金の趣旨に則り、事業の十分な成果が得られるよう補助内容の見直し・充実に取り組まれたい。

生涯学習スポーツ課

当課では、生涯学習の振興、スポーツ・レクリエーションの振興、青少年の健全育成、公民館事業に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

行財政改革の一環として、公民館及び運動施設の使用料の見直しに向けて調整が進められているところであるが、使用料の適切な設定と併せ、受益者負担の観点から、減免基準の統一化及び明確化が早期に図られるよう望むものである。

市内の様々なスポーツ団体等に対してスポーツ振興事業補助金が交付されているが、一部の団体においては多額の剰余金が生じていることから、各団体の事業内容等を精査した上、補助金の交付目的に沿って効果が十分発揮されるよう、必要に応じて適切な見直しを行われたい。

市が設置する放課後児童健全育成施設については、条例による定めがされていないが、設置の目的及び利用の実態から、地方自治法第244条の2第1項及び第3項の趣旨を踏まえ、設置及び運営のあり方について検討されたい。

文化課

当課では、文化・芸術の振興及び文化関係団体の育成並びに文化財の保護に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

本市の文化・芸術の振興に当たっては、文化振興基金（平成18年度末残高約2億1千万円）の運用益を活用し、文化活動に取り組む個人・団体の事業を助成するほか、例年、実行委員会等に委託し市美術展覧会や市民文化祭等が開催されているが、今後も関係機関等と連携し、こうした活動や事業を通じ、本市において豊かな文化が着実に形成されるよう望むものである。

全国でも数少ない環濠の残る一身田寺内町では、「寺内町の館」を中心に広く歴史・文化の情報発信と観光交流の促進が図られているが、今後さらに北畠氏城館跡などの文化観光施設とも連携した計画的な整備によって、本市の文化の振興と観光の充実に寄与できるよう期待するものである。

美杉ふるさと資料館については、指定管理者である美し郷霧山施設管理

運営協議会が管理運営を行っているが、平成18年度の利用者は1千923人（約6.3人／開館日）で、当該年度に約120万円の剰余金が生じていることから、当該剰余金の有効利用などによって一層効果的な施設運営が行えるよう望むものである。

津図書館（河芸図書館・安濃図書館・美杉図書室を含む。）

当館では、図書館資料の閲覧・貸出し、収集、整理及び保管、読書相談及び調査のほか、施設及び設備器具等の維持管理並びに図書館情報システム統合業務に関する事務などを分掌している。

（1）指導事項

特になかった。

（2）所 見

平成18年度の各館における市民1人当たりの蔵書冊数（蔵書冊数÷当該地域の人口）は、1.1冊（美杉図書室）から7.7冊（安濃図書館。いずれも津図書館提出資料による。以下、この項に示す指標において同じ。）と大きく相違し、また、市民1人当たりの総貸出冊数は、津・河芸・安濃図書館が3.9冊から6.7冊であるのに対し、美杉図書室は0.02冊となっているため、各館・各地域の現状も踏まえつつ、蔵書の充実や利用促進に取り組まれない。

平成19年4月以降各館で判明した所在不明資料の総数は986冊（美杉図書室は該当なし。）となっており、所在不明資料数の縮減が図られるよう望むものである。

重要物品等の管理において、津図書館のカラービデオカメラ2台（重要物品）、デジタルオーディオデッキ1台等、安濃図書館の業務用ビデオデッキ3台のうち2台は、平成18年度及び当年度9月末日現在の利用実績がないことから、その有効利用等について検討されたい。

津市図書館情報システム統合・整備計画は、平成18年8月に策定され、当年度は9館2室の図書館情報システムの統合支援業務等が実施されているところであるが、今後、同計画を着実に実施され、効率的で利便性の高い図書館サービスの運用環境が整備されるよう期待するものである。

久居事務所

当事務所では、管内の教育機関職員の人事及び服務、事務所所管の予算の執行及び教育財産の維持管理並びに人権教育に係る指導・助言、青少年の育成、生涯学習及びスポーツ・レクリエーションの振興、公民館及び体育館の使用許可に関する事務（以下、各事務所の項において「共通事務」という。）

などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

久居地域における放課後児童クラブは、現在、市が設置し運営しているが、平成21年度から関係者で構成する運営委員会により運営される見込みであることから、保護者への理解を十分得ながら、他施設の現状も踏まえた運営がなされるよう望むものである。

所管する運動施設等において施設・設備の破損等が生じた場合は、現在、修繕等速やかに対応されているが、施設の開放に伴い問題の生じる可能性も広がることから、一層慎重な管理に努められたい。

河芸事務所

当事務所では、共通事務などを分掌している。

(1) 指導事項

河芸中央公民館及び河芸体育館において、自動販売機の設置に伴う行政財産（建物）の使用料が、「諸収入・雑入」科目で収入されていたので、適正に処理するよう指導した。

(2) 所 見

上野小学校用地の一部（9筆・1千608平方メートル）について、所有権移転登記が未了となっていることから、これまでの経過も踏まえながら、できる限り速やかに処理されたい。

芸濃事務所

当事務所では、共通事務のほか、芸濃総合文化センターの維持管理に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

当年度の芸濃総合文化センター使用料収入額は、10月末日現在約63万6千円で、前年度同時期と比較して約8万2千円、同センター内アリーナや芸濃グラウンドなどの運動施設使用料収入額は、約245万9千円で約72万5千円、芸濃中央公民館（和室）使用料収入額は、約7万2千円で約9千円、それぞれ増加している。

これら施設の管理運営費は、約3千644万円（年間予算額）で経費の大幅な超過が見られ、施設の修繕や清掃等を可能な限り職員が行うことで

経費の節減に努められているが、今後も積極的なPRと利用者の立場に立った対応に努められ、使用料の見直しと併せ、利用者の拡大とリピーターの確保による収入増加が図られるよう期待するものである。

美里事務所

当事務所では、共回事務のほか、美里グラウンド等の施設の使用許可に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

美里グラウンド施設については、平成19年4月から同年9月末日までの利用件数が86件（平日昼間4件・ナイター13件、休日昼間56件・ナイター13件）で平日昼間の利用率が低いことから、関係サークルへの働きかけなど利用促進に努められているが、当該施設がスポーツの振興及びレクリエーションの増進に一層寄与できるよう、引き続き利用者の増加策に取り組まれない。

安濃事務所

当事務所では、共回事務のほか、放課後児童健全育成施設の維持管理に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

市が設置する放課後児童健全育成施設「さくらんぼクラブ」の維持管理については、外部委託されているが、当該契約書において、制定されていない「条例の改廃」による契約解除条項があったことから、是正を指導した。

(2) 所 見

体育館の目的外使用許可により特定非営利活動法人の事務所として使用させ、当該使用料を免除されているが、同法人は安濃事務所所管の複数の業務委託を指名競争入札で受注していることから、入札の公正確保の観点からも、使用料免除の妥当性を検討されたい。

備品の管理について、安濃事務所のビデオカメラ3台、スライド映写機1台等、体育館のビデオカメラ3台は、平成18年度及び当年度9月末日現在の利用実績がないことから、その有効利用等について検討されたい。

体育館トレーニング器具保守点検業務委託契約について、その製造業者とされる県外の業者と2号随意契約により締結されているが、他の事業者による点検が可能か否かを確認の上、できる限り競争性が確保されるよう

努められたい。

香良洲事務所

当事務所では、共通事務のほか、香良洲学校給食センターの管理運営に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

学校教育施設・社会教育施設の警備保障業務の委託については、予約事項により平成19年4月26日に契約を延長されていたが、経常的かつ継続的な業務であることから、今後は長期継続契約の締結により適切な事務の執行に努められたい。

旧香良洲町では、平成13年度から浜っ子幼稚園における幼保連携施設の運営、平成14年度から香良洲小学校、香海中学校において給食センター方式が導入されているが、これら取組の検証・分析を行いながら、その成果を生かした幼児・児童・生徒の健全な育成と食育の振興が図られるよう望むものである。

一志事務所

当事務所では、共通事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

公民館講座（教養講座）について、当年度から受講料を徴収し、9月末日現在の収入額は約149万円となっているが、他地域との均衡ある受講料の設定にも留意しながら、今後も受講料を反映した魅力ある公民館運営が図られるよう望むものである。

一志スポーツ公園の除草、清掃業務については、業者への委託のほか臨時職員も従事されているが、平成19年9月の作業中に負傷事故が発生していることから、今後同業務の安全な実施に努められたい。

また、同公園内の遊具の点検については、年4回実施されているが、木製のアスレチック遊具では腐食部分の修繕などが行われているものの、万が一の事故が発生することのないよう、維持管理に十分注意されたい。

白山事務所

当事務所では、共通事務のほか、白山総合文化センターの維持管理、うぐ

いす図書館の管理運営に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

当事務所管内では、当年度全小・中学校で使用していたコレール製食器から耐熱ABS樹脂製カラー食器へ切り替えられるなど、学校給食における安全性の向上に配慮されているが、今後ともこうした児童・生徒の学校給食環境が充実されるよう望むものである。

平成18年度9月末日現在の1万1千357人から当年度9月末日現在の1万4千6人へと、白山総合文化センターの利用者数は増加傾向にあるが、使用料の見直しなどにも取り組みながら、引き続き自主事業の充実や施設のPRに努められるとともに、効率的かつ効果的な管理運営を図るため指定管理者制度への移行について検討を進められたい。

うぐいす図書館については、平成19年5月に実施された図書の総点検によって、不明図書154冊、損害額約28万6千円相当が判明しているが、こうした不明図書の発生を防止するため、今後十分検討の上、より効果的な対策を講じられたい。

美杉事務所

当事務所では、共通事務のほか、スクールバスの運行管理等に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

フットパーク美杉内テニスコート施設の市外の利用者に対する使用料の徴収に不備が見られたので、適正に取り扱うよう指導した。

スクールバスを一般利用者との乗合せによるコミュニティバスとして有償運行しているルートがあるが、その利用料の納入手続きが週1回とされていたことから、当日納入するよう指導した。

(2) 所 見

小・中学校の統廃合に伴い、遠距離となった児童・生徒の通学手段確保のため、直営にて7ルートスクールバスを運行しているが、20人前後の利用者を大型バス（定員79人）で送迎していることもあることから、今後、児童・生徒数の推移を考慮した運行ルートの見直しや、コミュニティバスの活用など効率的な運営手段を検討されたい。

竹原幼稚園については、園児数の減少により平成16年4月から休園となっているが、施設の有効活用を含め、今後のあり方について速やかに検討されたい。

■市長公室

東京事務所

当事務所では、市政に係る情報の収集・発信、中勢北部サイエンスシティ等への企業誘致、物産及び観光のPRに関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

当事務所は、省庁訪問による情報の収集をはじめ、三重県及び他都市東京事務所の訪問活動、省庁等主催セミナーへの参加等による最新情報の収集・発信活動のほか、本市企業立地課との連携による企業誘致活動などに努められているが、今後、新たな総合計画が推進されるなか、引き続き首都圏に位置する利点を生かした事業の展開とその成果を期待するものである。

当事務所は、平成19年5月1日に日本都市センター会館内へ移転し、伊勢市との連携によるホームページ「おいしい伊勢の国」の開設や物産・観光紹介コーナーなどが設置されているが、今後更に「津ふるさと元気大使」の活動などを通じ、広く本市の魅力をPRされ、アピールするための取組に努められたい。

(市立学校・幼稚園、市立保育園、出張所関係)

■市立学校・幼稚園

監査対象の各市立学校(23校)・幼稚園(8園)における主に共通した事務についての指導事項及び所見は、次のとおりである。

なお、特に記載した学校・園のほかでは、概ね適切に事務処理が行われていた。

(1) 施設設備台帳の整備について

津市立学校の管理に関する規則第42条は、校長及び園長は、施設設備台帳を調製し、施設及び設備の現有状況を記載しなければならない旨定めているが、多くの学校・園ではこれが整備・保管されていないことから、当該台帳の整備のあり方について、教育委員会事務局と協議の上、適切に措置されたい。

(2) 給食費の滞納について

給食(牛乳給食を除く。)を実施する26の学校等のうち、8校において、平成18年度末現在、47件・約33万円相当(学校等提出資料によ

る集計)の滞納があったが、その一部は未だに納入されていないため、給食費に係る債権は2年の短期消滅時効(ただし、援用を要する。)であると解されることから、早期に有効な対策が講じられるよう望むものである。

(3) 学校における毒物・劇物の管理について

多くの学校において、不備が見られたことから、次のとおり是正を指導したが、適切な管理が必要とされることから、速やかに対策を講じられるよう望むものである。

ア 毒物・劇物保管庫及び容器に、「医薬用外毒物」・「医薬用外劇物」の表示がされていないものがあったので、的確に措置されること。

イ 劇物保管庫に一般薬品が、一般薬品保管庫に劇物が混在していたものがあったので、是正されること。

ウ 毒物・劇物管理記録簿に使用量、使用者等の記入がなく、実際の残量が管理記録の残量表示と一致しないものがあったので、正確に表示されること。

エ 長期間使用見込みのないまま保管されている毒物・劇物があったので、所要の手続きを経て、適切に取り扱われたい。

オ 毒物・劇物保管庫の転倒防止策が講じられていないものがあったので、必要な措置を講じられること。

(4) その他の事務処理等について

みさと幼稚園において、保育料集金後の指定金融機関等への納入について、翌日処理が多いことから、当日に納入できるよう措置されることともに、現金、領収印等の保管金庫の鍵の保管場所については、より安全な場所に保管されるよう指導した。

一志中学校及び高岡小学校においては、予定価格調書における消費税額の記載方法に誤りがあったため、是正を指導した。

■市立保育園

監査対象の市立保育園(8園)のうち、一部の園においては、外出簿等に記載誤りが見られたので、是正を指導したが、このほかの指導事項及び所見は、特になかった。

■出張所

監査対象の出張所(6出張所)に係る指導事項及び所見は、次に述べるもののほか、特になく、概ね適切に事務処理されていた。

高茶屋出張所について、諸証明等手数料の指定金融機関等への納入は、週2回とされているが、当日に納入できるよう措置を指導した。管内における農業団体等の経理（預金通帳、印鑑の保管を含む。）及び事務処理の関与のあり方については、当該団体等の自主・自立性を尊重するなど、他の出張所の例も参考に、見直しを検討されるよう指導した。

2 財政的援助団体等監査

（財援団体監査）

■津市土地開発公社

同公社では、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、本市が行う公共事業用地の先行取得、管理、処分並びに宅地造成及び工業用地造成事業を行っている。

（1）指導事項

特になかった。

（2）所 見

中勢北部サイエンスシティ第1期事業に係る用地取得については、平成19年5月に未買収地の地権者2人のうち1人の協力が得られたため、買収率は99.4パーセント（買収済面積／約79万9千平方メートル）となっているが、残る未買収地についても引き続き地権者の理解・協力を得て、同事業が早期に達成できるよう望むものである。

同事業用地のうち住宅用地205区画については、120区画が分譲済みで、平成20年1月17日現在の分譲率は58.5パーセント（分譲済面積／約2万8千600平方メートル）となっているが、同事業の一環として、今後とも完売に向け積極的なPR等販売活動を進められたい。

公有地取得事業として、当年度は6事業に取り組まれているが、特に野村西4号線道路改良用地及び中勢バイパス道路用地の取得事業については、平成20年1月17日現在取得完了までには至っていないため、速やかに地権者の理解・協力などを得て、各事業が円滑に推進されるよう期待するものである。

現在、長期保有事業用地として7件・約1万57平方メートルの土地を保有されているが、このうち阿漕浦野田線ほか3街路の事業用地については、取得後約35年を経過し、なお市において事業化が図られていないという状況にあることから、具体的な事業計画の立案による早期買戻しについて市と協議を重ねられ、長期保有資産の解消に努められるよう望むもの

である。

■社会福祉法人津市社会福祉協議会

同協議会では、各種心配ごと相談の実施、生活福祉資金の貸付、ボランティアの育成・活動支援、介護予防、障がい者自立支援、地域包括支援センター等の運営、介護機器等の貸し出しなどに関する業務を行っている。

(1) 指導事項

市からの補助金の使用に当たり、経理上適切な科目の表示がされていなかったことから、使途の明確性が確保されるよう処理の是正を指導した。

(2) 所 見

本市は、社会福祉事業の充実と健全な発展を図るために、同協議会に対し運営事業補助金として、当年度に4億1千438万8千円（交付決定額）を交付しているが、その約90パーセントが介護保険事業に係る職員を除く職員（110人）の人件費に充当されていることから、今後とも人材の有効活用に留意されるよう望むものである。

同協議会では、介護保険事業所の統廃合をはじめ、会計事務処理の一元化、物品の共同購入などによる経費の節減や、基本財産の運用、地域包括支援センターの運営受託などによって自主財源の確保に努められているが、地域福祉の重要性が高まるなか、引き続き運営基盤の強化と福祉サービスの質の向上が一層図られるよう期待するものである。

■久居都市開発株式会社

同社では、久居駅前地区第一種市街地再開発事業により建設された再開発ビル「ポルタひさい」内の同社所有床の賃貸及び駐車場等の管理運営などのほか、ポルタひさい管理組合理約に基づく管理者としての業務などを行っている。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所 見

本市は、同社（資本金2億5千万円）に対し、8千700万円（出資率34.8パーセント）を出資しているほか、金融機関からの融資に対する損失補償（限度額9億2千734万5千円）及び法人保留床の取得資金の貸付（貸付額2億円）を行っている。

同社の第15期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）

決算は、積極的なテナント誘致活動などの経営努力により901万2千円の当期純利益となっており、懸案であった累積繰越損失716万2千円を解消されるなど、経営の健全化に努められている。

資金面においては、現金・預金等の流動資産が約9千559万5千円となっているものの、平成26年度には本市貸付金の償還（毎年約1千300万円）が始まるなど、新たな資金需要が生じることから、現在、空き区画となっている所有床約813平方メートル（約246坪／平成20年1月17日現在）へのテナント誘致活動を強化し、入居率の向上に努められるなど、更なる収入の確保に取り組まれない。

（指定管理者監査）

■社会福祉法人自由学苑福祉会

同会では、久居老人福祉センター（津市久居西鷹跡町365番地1）の指定管理者として、老人の福祉増進事業、施設・設備器具の使用許可及び維持管理などに関する業務を行っている。

（1）指導事項

同センター内に設置されている自動販売機について、市長の行政財産使用許可を受けるよう指導した。

（2）所 見

同センターは、指定管理者による利用料金制が導入されているが、60歳以上の利用者は無料であることから、管理運営費のほとんどを市から同会へ委託費として支出されている。同会の平成18年度決算では3万円弱の赤字が計上されていることから、今後は、経費削減と併せ、受益者負担も考慮し、適切な利用料金を検討の上、同センターの機能の一層の発揮を望むものである。

同センターの平成17年度の利用者は約1万8千500人、平成18年度の利用者は約3万人で、今後とも利用増加が見込まれることから、市との基本協定書第22条に定める損害賠償責任について協議の上、速やかに保険への加入措置をとられたい。

■株式会社日硝ハイウエー

同社では、津なぎさまち内旅客船ターミナル（津市なぎさまち1番1）の指定管理者として、同ターミナルの施設、設備器具等の維持管理及び同施設の使用許可に関する業務などを行っている。

(1) 指導事項

指定管理業務に係る経理において、勘定科目の設定と会計処理の一部を適切に行うよう指導した。

施設の利用料金は、津なぎさまち内旅客船ターミナルの設置及び管理に関する条例第14条第1項で、「使用許可の際に支払わなければならない」と定められているが、施設の利用時に徴収されていたので、適正に措置されるよう指導した。

(2) 所 見

同社の指定管理業務の平成18年度収支状況は、収入額約4千441万円（うち市からの委託料約4千90万円）、支出額約4千686万円で、約245万円の赤字となっている。

これを当年度と比較すると、収入については、交流広場の利用料金収入が減少し、また利用料金のほとんどが減免となっていることから、今後、より積極的なPR活動の展開やイベントの実施などを通じ、利用者の増加による収入の拡大を望むものである。

支出については、清掃、ゴミ収集、植栽管理等の業務委託料の縮減に取り組まれているが、引き続き経費削減に努められ、収入の増加策と併せ赤字解消に向けた適切な措置に期待するものである。

3 随時監査

監査対象とした3種の工事について、当該工事の事前調査から施工に至るまでの各段階における資料を吟味し、かつ、それぞれの施工現場において確認を行った結果は、いずれも適切かつ妥当な設計・積算のもとに工事目的に適合して施工され、全体として概ね良好であると判断された。

監査に当たっては、各工事について委託した工事技術調査業務報告書を参考としたが、その主な項目と結果の概要は、次のとおりである。

なお、各工事の概要は、別表1～3に示すとおりである。

■平成19年度簡水第2号下竹原簡易水道浄水場築造工事

(1) 工事の目的

当該工事は、給水戸数189世帯、計画給水人口を475人とする簡易水道浄水場築造工事で、計画浄水量として1日最大160立方メートルを給水することを目的とするものであった。

(2) 設計方針

従来、良好な水源であると考えられていた溪流水源において、突発的に

病原性微生物による水源汚染が発生した場合、滅菌処理だけでは対応できないことから、処理方式を比較検討された上、当該微生物の除去が可能な、維持管理も容易で最も経済的な膜ろ過方式が採用され、妥当なものであった。

(3) 設計

設計は、平成18年度改訂版水道事業実務必携（全国簡易水道協議会。以下「水道事業実務必携」という。）や水道施設設計指針2000年版（（社）日本水道協会）などを根拠にし、又は準拠しており、耐震設計も考慮されるなど、特に問題となるような箇所がない、良好な設計であると判断された。

(4) 積算

工事費の積算に当たっては、水道事業実務必携の歩掛表などを、単価については、平成18年度設計単価表（三重県）などから使用し、2次製品は3者見積りによる最低価格のものを採用していた。

また積算は、設計者と別に検算しており、主要工種の積算において問題となるような点は見られなかったことから、全体として適正な積算方法及び内容であると判断された。

(5) 工事施工状況

現場の土木工事では、地盤改良及びブロック積がほぼ終了し、目視した限り、設計図書に従って良好に施工されていたことが確認された。ただし、監査時点において、浄水場施設築造工事、電気設備工、照明設備工が未着工で、工事進捗率は40.1パーセントと遅れていたことから、工程の短縮を検討するよう指摘した。

■平成18年度下建公補第67号津第3-1処理分区公共下水道工事（その2）

(1) 工事の目的

当該工事は、津市高茶屋小森町地内の、雲出川左岸流域下水道津第3-1処理分区（72.9ヘクタール）において、三重県管理の流域下水道幹線まで導く下水道（污水管渠）を推進工法及び開削工法により築造するものであった。

(2) 設計

設計基準は、下水道施設設計指針2000年版（（社）日本下水道協会）及び下水道施設地震対策指針と解説1997年版（同協会）に基づいており、幹線区間の口径300ミリメートルの污水管は、地震動レベル1、レベル2（耐震性 $2>1$ ）で、その他の管路はレベル1で設計が行われてい

たが、地盤も比較的良好なことから、構造計算は適切であると判断された。

舗装の仮復旧及び本復旧は、ともにリサイクル材を使用するなど環境に配慮されるとともに、最大人孔管（マンホール）距離が通常５０メートルのところを８０メートルとすることでコスト縮減を図られるなど、環境面、コスト面でも工夫が見られ、良好な設計であると判断された。

（３）積算

工事費の積算に当たっては、積算基準共通編（平成１８年７月／三重県）などの歩掛表を、単価については、設計単価表（平成１９年４月／同県）や平成１９年度積算資料・推進工事用機械器具等基礎価格表（（財）経済調査会）などを採用し、２次製品は３者見積りによる最低価格に査定率を乗じて使用していた。

また積算は、設計者と別に検算しており、主要工種の積算において問題となるような点は見られなかったことから、全体として適正な積算方法及び内容であると判断された。

（４）現場施工状況

監査時点では推進工が完了し、工事進捗率は、７５．８パーセントと計画工程どおり進んでおり、目視した限り、設計図書に基づいて良好に施工されていたことが確認された。

また、現場事務所には、安全表示や連絡体制網図が提示されており、定期的に安全協議会も開催されるなど、安全管理計画及びその実施状況は良好であると判断された。

■平成１９年度道建補第１号広明町河辺町線道路改良工事

（１）工事の目的

当該工事は、旧津市街から郊外への東西方向の交通渋滞を解消し、通学路の安全を確保するため、国土交通省道路局による国庫補助（５５パーセント）を受けて実施する、広明町河辺町線総延長１千１００メートルのうち、施工延長３１８．７メートルの道路改良工事である。

（２）設計

設計基準は、道路構造令の解説と運用（（社）日本道路協会）、道路設計要領設計編（国土交通省中部地方整備局）その他に基づいており、交通センサスに基づく、交通量（１日当たり１千３００台）により、道路規格４種３級、幅員１１メートル、設計速度時速３０キロメートルの道路とされている。

舗装設計については、現場ＣＢＲ（路床支持力）の値が小さいことから、路床改良が行われているほか、舗装構成は必要な換算厚さを満足するなど、

良好な設計であると判断された。

舗装材すべてにリサイクル材を使用するなど環境に配慮するとともに、ボックスカルバート工に2次製品を使用するなど、工期短縮及びトータルコスト縮減が図られ適切であった。

(3) 積算

工事費の積算に当たっては、積算基準共通編（平成18年7月／三重県）などの歩掛表を、単価については、設計単価表（平成19年4月／同県）などを採用し、2次製品は3者見積りの最低価格に査定率を乗じて使用していた。

また積算は、設計者と別に検算しており、主要工種の積算において問題となるような点は見られなかったことから、全体として適正な積算方法及び内容であると判断された。

(4) 現場施工状況

監査時点では置換土及び下層路盤を施工中であったが、工事進捗率は72.0パーセントで、計画工程どおり進んでおり、目視した限り、設計図書に基づき良好に施工されていた。施工が完了している都市型水路工等の施工状況についても良好で、不良箇所はなく適正な施工ができていると判断された。

また、朝礼時の危険予知活動の徹底や、定期的な安全協議会の開催など、安全管理に十分配慮されていた。

別表 1

工 事 の 概 要

工 事 名	平成19年度簡水第2号下竹原簡易水道浄水場築造工事		
所 管 部 局	水道局工務課		
工 事 場 所	津市美杉町竹原地内		
請 負 業 者	北嶋建設株式会社		
契 約 方 法	参加意思確認型指名競争入札		
契 約 金 額	86,919,000円(消費税及び地方消費税込みの金額)		
工 期	平成19年8月1日から平成20年2月29日まで		
工事進捗率	40.1%(平成20年1月10日現在)		
工 事 内 容	・浄水場土木工事1式 盛土工V(体積)=3,000m³ 地盤改良工V(体積)=2,500m³ ブロック積工A(面積)=446m² 場内排水工1式 ・浄水場施設築造工事1式 浄水処理棟築造工1棟 (RC造り平屋建て一部地下 延べ床面積97.5m²) 配水池築造工(RC構造有効容量190m³)1基 場内配管工ΣL(総延長)=381.6m ダクタイル鋳鉄管(内径200mm) L(延長)=9.6m 同(内径150mm)L(延長)=48.3m 同(内径100mm)L(延長)=26.4m 同(内径75mm)L(延長)=236.9m 水道用塩化ビニルライニング鋼管(内径50mm) L(延長)=2.0m 水道用硬質塩化ビニル管(内径50mm) L(延長)=58.4m ・電気設備工1式 ・照明設備工1式		

別表2

工 事 の 概 要

工 事 名	平成18年度下建公補第67号津第3-1処理分区公共下水道工事（その2）
所 管 部 局	下水道部下水道建設課
工 事 場 所	津市高茶屋小森町地内
請 負 業 者	有限会社武智建設
契 約 方 法	公募型指名競争入札
契 約 金 額	98,927,850円（消費税及び地方消費税込みの金額）
工 期	平成19年7月30日から平成20年2月29日まで
工事進捗率	75.8%（平成20年1月11日現在）
工 事 内 容	・下水道管渠築造工事 施工延長 ΣL（総延長）＝1,106.0m 硬質塩化ビニル管（内径150mm）布設工（開削工） L（延長）＝700.0m 硬質塩化ビニル管（内径200mm）布設工（開削工） L（延長）＝80.0m ヒューム管（内径300mm）推進工（小口径推進工） L（延長）＝326.0m ・立坑工 N（箇所数）＝4箇所 ・組立マンホール工 N（箇所数）＝15箇所 ・小型マンホール工 N（箇所数）＝10箇所 ・取付管及び柵工 N（箇所数）＝63箇所 ・附帯工 1式 ・仮設工 1式

工 事 名	平成19年度道建補第1号広明町河辺町線道路改良工事		
所 管 部 局	建設部道路建設課		
工 事 場 所	津市河辺町地内		
請 負 業 者	株式会社藤田組		
契 約 方 法	公募型指名競争入札		
契 約 金 額	68,250,000円（消費税及び地方消費税込みの金額）		
工 期	平成19年7月31日から平成20年2月15日まで		
工事進捗率	72.0%（平成19年12月28日現在）		
工 事 概 要	・道路築造工事 施工延長 L（延長）＝ 318.7m 施工幅員 L（延長）＝ 11.0m 本体工事 土工 1式 カルバート工 L（延長）＝ 54m 側溝工 L（延長）＝ 650m 管渠工 L（延長）＝ 88m 集水枳工 N（箇所数）＝ 17箇所 舗装工 A（面積）＝ 4,418㎡ 防止柵工 L（延長）＝ 297m 縁石工 L（延長）＝ 285m		

津市水道局告示第 4 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 2 0 年 3 月 1 4 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

名 称	所在地	指定年月日
有限会社グリーンテック 三重	津市久居野村町 3 1 4 番地 2 2	平成 2 0 年 3 月 7 日

津市農業委員会告示第2号

平成19年度津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成20年3月13日

津市農業委員会会長 野 田 悟

1 招集の日時

平成20年3月28日（金）午前9時30分

2 招集の場所

津市役所8階大会議室A

3 会議の事項

- (1) 平成19年度事業報告について
- (2) 平成20年度事業計画（案）について